

『留置貨物の保管費用は船主負担！』

共同海損分担保証状(GA Guarantee)が発行されていても、共同海損賠償約書(GA Bond)が発行されていない場合には、船主は貨物を留置できるが、留置貨物の保管費用等は船主が負担しなければならない。

【事案】

Lehmann Timber号(以下「本船」という)は、ソマリア沖で海賊に捕獲されてから42日後の2008年7月8日に金銭の支払いにより解放された。本船は、オマーンのSalalahに向かったが、途中機関が故障し、曳航されて同月21日に到着した。

船主Yは、共同海損(以下「GA」という)を宣言した。本船には、ロシアのSt Petersburg向けの鉄鋼コイルとドイツ向けのハッチカバーが積載されていた。鉄鋼コイルの運送に関しては4通のB/Lが発行されていたが、これらのB/Lは、ヨーク・アントワープ規則に基づくロンドンにおけるGAの精算および英國法を準拠法とするロンドン仲裁を合意している航海傭船契約を採取していた。

Yが選任したGA精算人は、GA BondとGA Guaranteeの収集を試みたが、鉄鋼コイルの荷受人であるXは、全ての貨物についてGA Bondの提出を拒否し、貨物保険が付保されていたB/L1通分のみGA Guaranteeを提出したが、残りの貨物については供託金の提供を拒否した。Yは、留置権行使して鉄鋼コイルの引渡しを拒否し、フィンランドのHaminaで陸揚げして倉庫で保管している。それ以後、Yは倉庫保管料等で月額2万ドルを負担してきた。

仲裁では、XのGA分担金および保管費用等双方の支払義務が認められ、XのYに対する貨物の引渡し義務違反に基づく賠償請求を却下した。そこで、Xは、a) GA Guaranteeが提出された分(98コイル、貨物の全価額の9%相当)について留置権は認められず、Yは引渡し義務違反に基づく損害賠償責任を負担する、b) Xは貨物の保管費用等の支払義務を負わないとして、上訴した。(The "Lehmann Timber" [2012] EWHC844 (Comm))

【判決】

a) Yは、GA分担金が支払われるまで留置権を有する、これは他のGA分担金受領権者のためでもあり、その点からは留置権行使は義務でもある。ただし、Yは、合理的なsecurityと交換に留置権を放棄することができる。合理的なsecurityとは

GA分担金を支払うことを合意するGA Bondおよびそれを担保するGA Guaranteeである。GA Bondの提供がGA Guaranteeによる保証の前提となる以上、事実問題としてGA Bondが提供されないGA Guaranteeは十分なSecurityとは言えない。Yが98コイルを含む全ての貨物についてGA Bondを求めたのは合理的であり、98コイルについても留置権が認められる。

b) 傭船契約やB/L条項に特別の定めがない限り、留置権行使中の保管費用を貨物所有者から回収できないことは、Somes v British Empire Shipping (1860) 8 HL Cas 338およびその後の判決例で確立されたルールである。Xは、本件貨物の引渡しを要求しているのであるから、受取りに関する不履行もない。従って、Yの保管費用等の請求は認められない。

なお、両当事者とも控訴した。

【コメント】

判旨a)につき、実務では、GA Bondを取得せずにGA Guaranteeのみ取得していることが多く見受けられる。本判決は、GA Bondが取得できないことがsecurityとして十分であるか否かの事実問題として論じており、法的問題としてGA BondなしのGA Guaranteeの効力を判断しているものではないと思われるが、少なくとも控訴審でこの点が明確になるまで、GA Bondを取り付けるなどの対策も検討すべきであろう。

判旨b)につき、Yは、他のGA分担金受領権者に対して、留置権行使するなどしてSecurityを取得する義務を負担する一方、留置権行使して貨物を保管する費用を負担するリスクを負うことになる。この点、B/L条項や傭船契約において費用の分担を事前に合意することは有効とされているので、そのような手当てが必要となろう。

なお、日本法では、船長はGA分担金の支払いを受けるまで貨物を留置できる(商法753条2項)。また、債務者は相当の担保をして留置権の消滅を請求できる(民法301条)。さらに、留置物について必要費を支出した時には貨物所有者に償還させることができる(民法299条1項)。大審院の判決例であるが、傭船料未払いを理由に留置した貨物の保管費用を民法299条1項の必要費として認めたものがある(大審院昭和11・9・15法律新聞4033号16頁)。

(了)